

株式会社大塚製薬工場を認定！

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、株式会社大塚製薬工場を、平成27年6月2日付けで認定しました。株式会社大塚製薬工場は、3回目の認定です。



徳島労働局長室で認定通知書交付式を行いました



平成27年6月16日の認定通知書交付式において、飯野局長から認定通知書の交付を受ける株式会社大塚製薬工場の大塚執行役員人事部長（右）



次世代認定マーク「くるみん」



株式会社大塚製薬工場の取組の概要

1 行動計画の期間

平成25年4月1日～平成27年3月31日までの2年間

2 行動計画の目標

- ① 計画期間中に、男性社員については1人以上が育児休業を取得し、女性社員については取得率を90%以上とする。
- ② 継続就業のために両立支援を支援する制度（ベビーシッター割引券）を導入する。

3 取組結果（上記2「行動計画の目標」について）

- ① 男性社員は1名が育児休業を取得。女性社員の育児休業取得率は100%。
- ② 平成26年8月に「ベビーシッター割引券制度」を導入した。

4 その他の先進的取組

- ① 育児休業は、特別な事情がなくても子が1歳2か月に達するまで取得可能。
- ② 育児のための始業終業時刻変更措置を利用する社員の通常環境を支援するため、駐車場を優先的に提供している。